



島根県報

平成17年 7月19日 (火)
第 1,693 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
土地改良区の役員の退任	(農 村 整 備 課)	2

告 示

島根県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
城東神庭歯科	松江市西尾町476 - 3	平成17年 6月 6日
ワタキュー薬局穴道湖店	松江市乃白町170 - 1	平成17年 7月 1日

島根県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
神庭歯科医院	松江市上乃木 7 - 6 - 5	平成17年 5月31日
さくら薬局母衣町店	松江市母衣町26番地	平成15年12月31日

島根県告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543番地	通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所 通所こもればの家	出雲市佐田町反辺1368番地	平成17年6月1日

島根県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
成和産業株式会社	広島市西区商工センター一丁目2番19号	福祉用具貸与	成和産業株式会社 松江福祉事業所	島根県松江市矢田町218-2	平成17年3月31日
成和産業株式会社	広島市西区商工センター一丁目2番19号	福祉用具貸与	成和産業株式会社 出雲福祉事業所	島根県出雲市浜町218-1	平成17年3月31日
成和産業株式会社	広島市西区商工センター一丁目2番19号	福祉用具貸与	成和産業株式会社 浜田福祉事業所	島根県浜田市下府町388-30	平成17年3月31日

島根県告示第828号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

浜田市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

伊藤 詳雄 浜田市国分町595番地1